

個人番号（マイナンバー）の利用について

●勤務先や企業などで個人番号の記載が必要となる主な場面とスケジュール（施行日）は、下記のとおりです。

分野	個人番号を提示（記載）する人	届出書などを提出するときの個人番号を記載する主な場面	提出先	スケジュール（施行日）
税	従業員（及び扶養されている方） 講師 各種委員 など	●給与所得者の扶養控除等（異動）申告書 ●報酬等に係る支払調書、源泉徴収票 などの提出時	勤務先～ 税務署	平成28年 1 月 1 日 提出分～
	契約者または受取人	●証券会社で特定口座を開くとき ●株取引等で配当金や売却益などを得たとき ●保険金等を受け取った場合など	契約企業	
雇用保険	従業員	●雇用保険被保険者資格取得届などの提出時	勤務先～ ハローワーク	
健康保険・厚生年金保険	被保険者	●健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届 などの提出時	国保連合会、年金機構	平成29年 1 月 1 日 提出分～

※事業者の方は、平成28年 1 月以前に従業員（パート、アルバイト含む）の個人番号を社会保障、税分野の法令で定められた場合に限り取得可能です。従業員の方は、勤務先（事業者の方）から個人番号の提示（記載）を求められたら利用目的をよく理解し、個人番号を提示（記載）してください。

●市役所など行政機関で個人番号が必要となる**手続きの例（一部掲載）**は、下記のとおりです。
各手続きによって申請する時期が異なる関係上、**通知カードまたは個人番号カード**をご持参の上、窓口にてご確認をお願いします。**通知カード**ご持参のときは、**本人確認のための免許証等を忘れずに持参してください。**

分野	個人番号を提示（記載）する人	個人番号を提示（記載）する主な場面
税	申告者	●所得税の確定申告時など（平成28年分の確定申告から）
社会保障	児童手当受給申請者	●児童手当の現況届の提出時など
	介護保険被保険者	●介護保険法による保険の給付、保険料の徴収に関する手続き時など
	国民健康保険被保険者 後期高齢者医療被保険者	●保険の給付、保険料の徴収に関する手続き時など
	生活保護受給申請者	●生活保護の受給申請時など
災害対策	被災者	●被災者確認など

※マイナンバー制度の導入に伴い、さまざまな税務関係書類などの様式も変わります。国税に関する帳票などは**国税庁のホームページ**で、社会保障に関する届出書類の様式などは**厚生労働省のホームページ**に順次、公表されていますので、詳しくは下記ホームページなどでご確認ください。

お問い合わせ

◎国のマイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178（無料）

◎「通知カード」、「個人番号カード」に関すること 市民課市民係 ☎62-1114

◎マイナンバー制度に関すること 財政課電算システム係 ☎72-5234

◎公式サイト「個人番号カード総合サイト」 <https://www.kojinbango-card.go.jp/>

◎国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/>

◎厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000062603.html>

来年 1 月から マイナンバーの利用が始まります



平成28年 1 月から、税・社会保障・災害対策の手続きで、個人番号（マイナンバー）の利用が始まります。また、希望者には個人番号カードの交付も開始されます。

個人番号（マイナンバー）の通知カードは届きましたか？

「通知カード」は、職場や行政手続きなどの際に、個人番号の提示を求められたりするときに必要となります。早めに通知カードをお受け取りください。

●通知カードが届いていない方へ

▶引越してから市役所に住所異動届をしていますか？

※住民票の住所地へ配達されるため、異動届をしていない居所へは転送されませんので、ご注意ください。

▶郵便受けに不在連絡票は入っていませんか？

※通知カードは「簡易書留」で配達されるため、日中不在の場合には不在連絡票が郵便受けなどに入ります。その場合には、不在連絡票の記載にもとづき郵便局へ連絡して再配達等の手続きをしてください。

▶10月 5 日以降に転入・転居された方は、配達が遅れる場合があります。

▶配達されなかった通知カードは、12月10日以降、市民課市民係（市役所本庁舎）で約 3 か月間保管しますの
で、来庁いただきお受け取りください。受け取りに必要な書類や病気等の理由で来庁が困難な方の受け取りに
ついては、電話でお問い合わせください。

個人番号カードの交付申請と受け取りについて（希望者のみ）

●個人番号カードの交付を希望される方へ

▶個人番号カード交付申請書に必要事項を記入の上、顔写真を貼付して返信用封筒に入れて郵送してください。

●個人番号カードの交付申請をされた方へ

【個人番号カード受け取りの手順】

①平成 28 年 1 月以降、交付場所などをお知らせする**交付通知書（はがき）**が申請者の自宅に届きます。



②必要な持ち物をお持ちになり、交付通知書（はがき）に記載された期限までに、記載された交付場所に**ご本人**がお越しください。
※15歳未満の方・成年被後見人には、法定代理人が同行してください。

③交付窓口で本人確認の上、**暗証番号**を設定していただくと、カードが受け取れます。
※暗証番号は、あらかじめ考えておいてください。

【代理人がお越しになる場合】

ご本人が病気・身体障害その他やむを得ない理由により交付場所にお越しになることが難しい場合に限り、代理人にカードの受け取りを委任することができます。

必要な持ち物

個人番号カード受け取りの際は、次のものを必ずお持ちください。
☐申請後に届く「交付通知書（はがき）」
☐「通知カード」
☐住民基本台帳カード（お持ちの方のみ）
☐運転免許証などの「本人確認書類」

代理人交付に必要な持ち物

☐申請後に届く「交付通知書（はがき）」
☐「通知カード」
☐住民基本台帳カード（お持ちの方のみ）
☐ご本人の「本人確認書類」(写真付のもの)
☐代理人の「本人確認書類」
☐来庁が困難であることを証する書類

◎詳しくは、通知カードと一緒に同封されている「説明用パンフレット」をご確認ください。

注意 通知カード・個人番号カードは、転入、転居などの際に市役所で裏書事項の記載が必要なため、紛失、破損のないようお願いします。通知カード・個人番号カードの再交付には手数料がかかります。